

群馬県後期高齢者医療広域連合債権管理条例施行規則

令和3年3月9日

規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、群馬県後期高齢者医療広域連合債権管理条例（令和3年広域連合条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(台帳の記載事項)

第2条 条例第5条に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 債権の名称
- (2) 債務者の氏名及び住所
- (3) 債権の金額
- (4) 債権の発生及び徴収に係る履歴
- (5) その他広域連合長が必要と認める事項

(督促)

第3条 条例第6条の規定により督促するときは、他の法令に特別の定めがある場合を除き、履行期限を経過した日から20日以内に納付の期限を指定して書面により行うものとする。

(強制執行等)

第4条 条例第7条本文に規定する相当の期間は、1年とする。

(徴収停止)

第5条 条例第10条に規定する相当の期間は、1年とする。

(債権の放棄)

第6条 条例第12条第1項第1号及び第5号に規定する相当の期間は、1年とする。

(議会への報告)

第7条 条例第12条第2項の規定により議会に報告する事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 放棄した債権の名称
- (2) 放棄した債権の件数及び金額
- (3) 債権を放棄した事由
- (4) その他広域連合長が必要と認める事項

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。